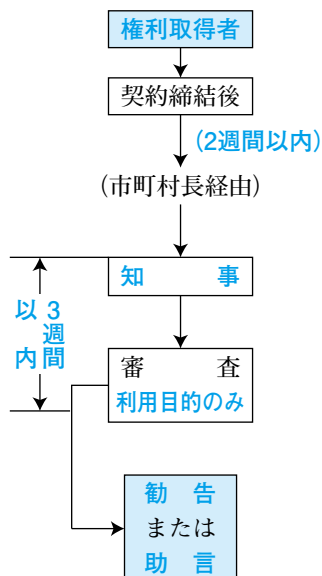


(3)取引当事者の一方または双方が国・地方公共団体等である場合

6. 事後届出制の手続の流れ



- (1)知事は、土地の利用目的のみを審査し、必要があれば勧告できる。この勧告は、原則として届出日から3週間以内にしなければならない。ただし、一定の場合、さらに3週間の範囲内で延長できる。
- (2)知事は、勧告したとき、届出をした者に報告を求めることができる。
- (3)勧告に従わなくても、罰則はない。ただし、知事は内容等を公表できる。
- (4)知事は、勧告に従った者に対して、必要があれば、土地処分等のあっせんに努めなければならない。
- (5)事後届出制では、勧告のほか、助言もできる（事前届出制には、助言の規定はない）。